

各 位

会 社 名 株式会社ワンダーコーポレーション
代 表 者 名 代表取締役社長 宇津木 雅美
(J A S D A Q コード番号: 3 3 4 4)
問 合 せ 先 取締役管理統括長 塚田 英雄
(TEL : 0 2 9 - 8 5 3 - 1 3 1 3)

ストックオプション（新株予約権）の発行に関するお知らせ

当社は、平成20年5月23日開催の当社第20回定時株主総会において承認可決されました「ストックオプションとして新株予約権を発行する件」に基づき、同日開催の取締役会において、具体的発行内容を下記のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 新株予約権の割当日
平成20年6月3日

2. 発行する新株予約権の総数
1,657個

〔 当社取締役及び監査役 445個
当社子会社の取締役及び監査役、並びに当社及び当社子会社の従業員1,212個 〕

3. 新株予約権の払込金額
無償（新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しない。）

4. 新株予約権の目的である株式の種類及び数
当社普通株式 1,657株

〔 当社取締役及び監査役 445株
当社子会社の取締役及び監査役、並びに当社及び当社子会社の従業員1,212株 〕

5. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
未定

〔当初行使価額は、金160,000円とする。ただし、新株予約権割当日の属する月の前月の各日のジャスダック証券取引所における当社の普通株式の普通取引の終値の平均値に1.50を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げるものとする。）が160,000円を上回る場合には、当該金額とする。さらに、当該平均値が新株予約権の割当日に先立ち取引が成立した日のジャスダック証券取引所における当社の普通株式の普通取引の終値（取引が成立しない場合はそれに先立ち取引が成立した日の終値）を下回る場合は、当該終値とする。〕

6. 新株予約権の行使により発行する株式の発行価額の総額
未定

7. 新株予約権を行使することができる期間
平成22年6月1日から平成25年5月31日まで

8. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
〔行使に際して払込み又は給付をした財産の額（資本金等増加限度額）として会社計算規則第40条第1項に定める額の2分の1の額を資本金として計上し（計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）その余を資本準備金として計上する。〕

9. 新株予約権の割当対象者数
173人

〔 当社取締役及び監査役 15人
当社子会社の取締役及び監査役、並びに当社及び当社子会社の従業員 158人 〕

（ご参考）

- （1） 定時株主総会付議のための取締役会決議日 平成20年4月17日
- （2） 第20回定時株主総会の決議日 平成20年5月23日

以上